

一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
第2回懲戒審査委員会

日 時：2026年3月13日(木)

場 所：書面開催

次 第

1 報告事項

(1) 懲戒審査委員会の解散について

- ・「デフリンピック運営委員会は、第25回夏季デフリンピック競技大会が閉会し、業務が終了したことから、3月31日(火)をもって解散する」ことが、デフリンピック運営委員会規程第7条に基づき、3月7日(土)全日本ろうあ連盟理事会において、決議された。
- ・それに伴い、「懲戒審査委員会設置要綱は、3月31日(火)をもって廃止となる」ことが、懲戒審査委員会設置要綱第12条第3項に基づいて、決まった。
- ・また、当審査委員会の委員の任期は、懲戒審査委員会設置要綱第4条第2項に基づいて、3月31日(火)をもって満了となる。
- ・本日(書面開催日)から満了までの間に懲戒処分事案の諮問があった場合には、審査委員会を開催する。一方で、なかった場合には、今回の審査委員会を最終回とする。

(2) 懲戒審査の諮問件数について

- ・0件(2026年3月13日(金)現在)

(3) 懲戒審査委員会の実施実績について

- ・2回(2026年3月13日(金)現在)
 - ー第1回(2024年7月5日(金)、議事「委員長及び副委員長の選任について」)
 - ー第2回(今回、報告「懲戒審査委員会の解散について」、報告「懲戒審査の諮問件数について」、報告「懲戒審査委員会の実施回数について」)

【配布資料】

- 03_(参考) デフリンピック運営委員会規程
- 04_(参考) 懲戒審査委員会設置要綱
- 05_(参考) 倫理規程